

提言骨子（案）についての追加意見その2

川村 真理

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大、それをうけて世界的な出入国制限措置が取られており、この状況が長期に及ぶことが懸念されていること、さらには、COVID-19の影響下で、外国人、特に庇護申請者、仮放免中の者、被收容者といった在留活動が制限又は禁じられている者が脆弱な立場に置かれていることを意識し、こうした状況下で発出する提言内容としてふさわしい取りまとめ様式が、国内外から求められるように思料され、現況に触れ、文言にも配慮することが必要になると考える。

特に、送還促進は今後かなりの期間においてはみこめないことから、骨子の文言についても再検討を要するのではないかと考える。

しかしながら、提言骨子（案）にとりまとめられた、送還を促進するための措置の在り方に関するそれぞれ方策のうち、IOMの自発的出国促進はあくとして、再審査、在留特別許可や庇護制度の適正化に関わる方策、退去強制令書発付後であっても在留を認める者の選別に係る方策は、この状況下においても有効な方策であると考えられる。

また、COVID-19の世界的蔓延と途上国における更なる状況悪化の懸念から、本人に帰す理由以外の理由で「送還できない者」にあたる者が増えること想起され、仮放免および收容代替措置の活用もこれまで以上に重要になると思料される。ただし、仮放免の場合の生活環境の「脆弱性」についても配慮が必要な場合もあるのではないかと考える。

加えて、收容施設内で集団感染が発生するなどということは絶対にあってはならないため、医療体制の強化、感染症対策は喫緊の課題であり、被收容者の処遇に関して出された方策もさらに重要になってくると思われる。

以上のように、提言内容に大きな変更を加える必要はないが、とりまとめにあたり現況に十分配慮した文言の修正が求められると考える。